資料２

岩手県ため池サポートセンター技術研修会

農業用ため池の緊急点検等について

岩手県ため池サポートセンター

1

本日の内容

１.大雨特別警報時の緊急点検
２.地震後の緊急点検
３.ため池防災支援システムの活用
４.緊急時への備え

2

1 .大雨特別警報時の緊急点検

1.2　適用範囲

1.2.1　対象ため池

本要領の対象ため池（以下「対象ため池」という。）は、防災重点農業用ため池とする。

〔解説〕

（１）本要領による農業用ため池とは、「農業ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第２条に基づき、農業用水の供給の用に供される貯水施設（河川法（昭和39年法律第167号）第３条第２項に規定する河川管理施設であるものを除く。）であって、同法施行規則（令和元年農林水産省令第９号）第２条に定める要件に該当する施設とする。

（２）農業用ため池のうち、「平成30年７月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」（平成30年11月13日付け30農振第2294号豊歳課長通知）に定める選定基準に基づき、都道府県が選定した防災重点ため池を本要領の対象とする。

（３）防災重点ため池以外の農業用ため池のうち、災害対策基本法（昭和３６年法律第223号）第40条に規定する「都道府県地域防災計画」又は第42条に規定する「市町村地域防災計画」に位置づけられている農業用ため池をはじめ、都道府県及び地象損が必要と認めるものについては、必要に応じて本要領を準用されたい。

3

1 .大雨特別警報時の緊急点検

第２章　防災体制の整備

2.1　役割分担等

対象ため池の管理者及び対象ため池が所在する市町村（以下「管理者等」という。）は、事前防災・減災対策及び緊急点検等の役割分担をあらかじめ明確にしておくとともに、臨機応変な対応ができるよう連絡体制を整備するものとする。

〔解説〕

（１）管理者等は、あらかじめ事前防災・減災対策及び緊急点検等の役割分担を点検、監視、放流、応急措置、情報連絡、関係機関との調整等）を定めるものとする。

（２）また、個人情報の取扱いに注意しつつ、役割分担に係る関係者及び報告先について、連絡体制をあらかじめ整備するものとする。

4

1 .大雨特別警報時の緊急点検

2.2　ため池の点検・整備等

管理者等は、平時から対象ため池の点検・整備を行うとともに、低水位管理のルールをあらかじめ定めることにより、異常時の早期発見や堤体の決壊防止に努めるものとする。

〔解説〕

（１）管理者等は、「ため池管理マニュアル」（平成27年10月 農林水産省農村振興局整備部防災課）及び「ため池の洪水調整機能強化対策の手引き」（平成30年５月 農林水産省農村振興局整備部防災課）等に基づき、平時から豪雨による対象ため池への被災の可能性を予測して、上流の山林の状況の確認や洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検・整備を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておく等の対策に努めるものとする。

（２）また、対象ため池の貯留水は、降雨時の事前放流、空き容量を確保する定水位管理のルールをあらかじめ定めておくことが望ましい。

（３）さらに、降雨前の段階的な管理のみならず、かんがい期、非かんがい期の期別毎に、低水位管理の水位設定を行うことも検討することが望ましい。

5

1 .大雨特別警報時の緊急点検

2.3　緊急点検等のルート及び手順

管理者等は、対象ため池の緊急点検等のルート及び点検項目毎の手順について、あらかじめ定めるものとする。

〔解説〕

（１）管理者等は、対象ため池について、大雨特別警報が発表された時に迅速に対応できるよう、あらかじめ誰でもわかるような点検ルート（点検順路及び順路が被災した場合の迂回路）及び点検項目毎の手順（点検箇所、点検順序等）を定めるものとする。

6

１.大雨特別警報時の緊急点検

2.4　訓練

管理者等は、対象ため池の事前防災・減災対策及び緊急点検等に備えて、年１回程度の頻度で、関係者の招集、点検、報告等に係る訓練の実施及び必要な研修への参加に努めるものとする。

〔解説〕

（１）管理者等は、緊急点検等に備えて豪雨災害訓練実施計画を作成し、年１回程度の訓練の実施及び必要な研修への参加に努めるものとする。また、訓練後は、参加者によるミーティングで課題等を明らかにし、必要に応じて実施体制の改善を図るものとする。

なお、農林水産省が日程調整の上、ため池防災支援システムを活用し、対象ため池の抽出や緊急点検結果の報告を行う訓練を年１回行うこととしており、その機会と合わせて上記の取組を推進することが望まし。ため池防災支援システムを活用した訓練については、「農業用ため池緊急点検実施訓練要領」(令和２年４月１日付け元農振第3726号農村振興局整備部防災課長通知)により実施するものとする。

7

１.大雨特別警報時の緊急点検

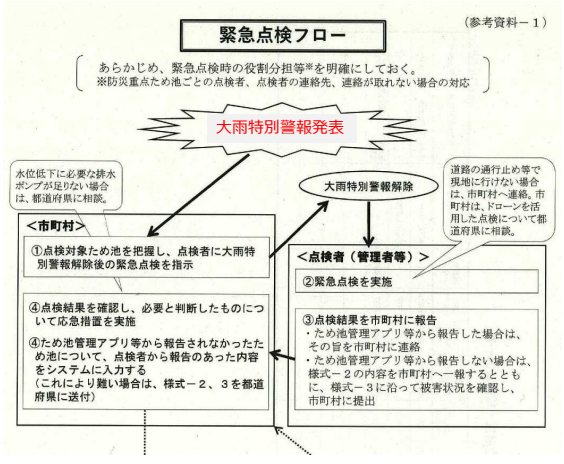

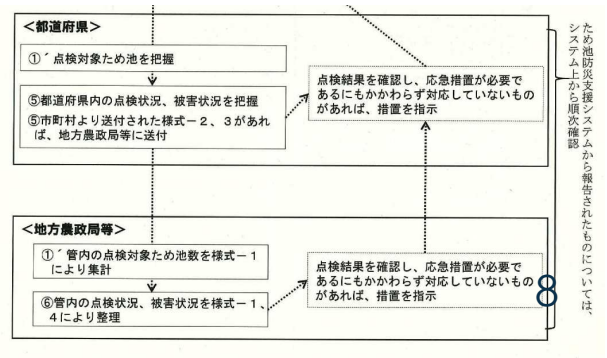

8

1 .大雨特別警報時の緊急点検

4.2　緊急点検

確立した緊急点検体制に基づき、身の安全を十分に確保しつつ、速やかに対象ため池の緊急点検を実施するものとする。

緊急点検は、対象ため池の堤体、洪水吐き、取水施設、周辺の地山等の状況について、目視による外観点検を主とするものとする。

〔解説〕

（１）緊急点検に当たっては、身の安全確保に最大限注意を払い、大雨特別警報が解除され次第、速やかに実施するものとするが、引き続き土砂災害の発生等のおそれがあるため、緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第、実施するものとする。

（２）緊急点検は、目視点検を主体とし、特に被害の有無、程度、緊急度に重点を置いて行い、ため池管理アプリ等又は様式-２、３に記録するものとする。管理者等において緊急点検を行うことが困難な場合には、都道府県等の支援を受けつつ行うものとする。

（３）　なお、道路の通行止め等により緊急点検ができない場合は、可能な範囲でドローンや大雨後に撮影された航空写真を活用し、被災の有無を確認するものとする。

9

1 .大雨特別警報時の緊急点検

4.3　応急措置

緊急点検の結果、対象ため池の安全管理上必要があると認められた場合には、管理者等は、緊急放流等の応急措置を行い、対象ため池の安全性を確保するものとする。

〔解説〕

（１）緊急放流

豪雨により対象ため池の堤体に亀裂、漏水等の被害が発生していることが緊急点検の結果判明した場合には、管理者等は、事前放流による水位低下に加え、緊急放流により速やかに貯水位を下げるものとする。管理者等は、緊急放流を行う場合には、対象ため池の下流集落や市町村等の関係機関と十分に連絡調整を行うものとする。

（２）応急対策

緊急点検の結果、豪雨により対象ため池の堤体等に亀裂、漏水、沈下、法面のはらみだし、洪水吐きの閉塞等が確認された場合には、管理者等は押え盛土、土のう積み、ブルーシート掛け、洪水吐きの閉塞物除去等の応急対策を実施するものとする。

（３）安全対策

緊急点検の結果、対象ため池の被害が確認され、下流等への被害が予測される場合には、管理者等は、関係集落、消防団等に急報することとする。

10

1 .大雨特別警報時の緊急点検

4.4　緊急点検結果の報告

市町村は、緊急点検の結果を原則としてため池防災支援システムにより速やかに報告するものとする。また、都道府県は、緊急点検の実施状況や被災状況を適時適切に把握するものとする。

〔解説〕

（１）市町村は、緊急点検の結果を（市町村以外の管理者が実施したものを含み、ため池管理アプリにより記録されたものを除く）をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとするが、これにより難い場合は、様式-２、３により都道府県を通じて地方農政局等にメール、ファックス等により速やかに報告するものとする。なお、様式-２、３の内容を確認できるものであれば、様式は問わない。

（２）様式-２、３による報告に当たっては、ため池の被害の有無に関わらず、原則として様式-２により速報し、その後、被害が確認されたため池については、様式-３により被害の詳細を報告するものとする。

11

1 .大雨特別警報時の緊急点検

（様式－２）

（　　県）

速報（第１報）

令和　　年　　月　　日（　　曜日）　　時現在

ため池の情報		池（　　県　　市町村、ため池コード：　　）
		□　防災重点ため池　□　地域防災計画等に位置づけられている農業用ため池
ため池の被害		□あり　□なし　□点検できない（道路寸断でアクセスできない等）
	「あり」の場合、その内容	□決壊している
		□決壊はしていないが、・下流側に水が漏れている ・堤体の斜面がくずれている ・洪水吐に異常がある（破損している、土砂等で詰まっている）
		□上記以外

注）１．ため池の被害がある場合、本様式報告後、被害状況等の詳細を取りまとめ、様式－３により報告すること。
ただし、速やかに被害状況等の詳細を報告可能な場合は、本様式を省略し様式－３により報告すること。
２．緊急点検を実施した結果、被害が確認されなかったため池については、これ以降の報告は不要。
ただし、その後被害が確認されたため池については、様式－３により報告すること。
※本表は、参考であり、必ずしもこの様式により報告を求めるものではありません。

12

1 .大雨特別警報時の緊急点検

（様式－３）

（　　県）

点検報告（第２報）

令和　　年　　月　　日（　　曜日）　　時現在

ため池の情報	池（　　県　　市町村、ため池コード：　　）		
ため池の被害状況			
（堤体）	決壊しているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（堤体）	（決壊はしていないが）下流側に水が漏れているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（堤体）	ため池側の斜面がくずれているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（堤体）	下流側の斜面がくずれているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（堤体）	洪水吐に異常があるか（破損している、土砂等で詰まっている）	□ 該当あり	□ 該当なし
（池）	堤体以外の斜面がくずれているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（池）	目視可能な範囲で上流から土砂が入ってきているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（取水施設）	取水施設（斜樋・底樋）や下流の水路は使用可能か	□ 使用不可	□ 使用可能
（その他）	その他、ため池の被害があるか（例：堤体の亀裂等）（被害状況　　）	□ 該当あり	□ 該当なし

ため池の被害状況写真	
ため池の水位	洪水吐の底から　　cm　□上　□下　、　堤体の頂上から　　cm下
人的被害	□　あり（　　人）　　□　なし
家屋・公共施設の被害	□　あり（　　棟）　　□　なし
応急措置	□ 必要（□ 実施済み　□ 未実施　）（実施内容：　　） □ 不要
その他連絡事項	

13

注）１．速報によらず、本様式で初めて報告する場合については、第１報とすること。
２．被害状況等の詳細を取りまとめ、定期的に本様式により報告すること。
３．本様式による２回目以降の報告については、前報から追加した、または更新した情報に下線を引くこと。
※本表は、参考であり、必ずしもこの様式により報告を求めるものではありません。

1 .大雨特別警報時の緊急点検

4.5　監視体制の強化

大雨特別警報に係る大雨により対象ため池に被害が発生した場合には、これ以降の大雨等による二次被害を防止するため、管理者等は、気象及び水象の情報収集に努めるなど、監視体制を強化するものとする。

〔解説〕

（１）大雨特別警報の発表基準となる大雨により、対象ため池の堤体に亀裂、漏水等の被害が発生した場合には、その後も大雨が降り続くとすれば、対象ため池の堤体が決壊し、下流の住宅への二次災害が発生するおそれがある。

（２）このため、管理者等は、対象ため池に被害が発生した場合には、これまで以上に気象及び水象の情報収集に努め、対象ため池の更なる被害拡大の予兆を把握し、必要に応じて、関係集落、消防団等との連携を図るとともに、応急対策を適切に行うことにより、二次災害の防止に努めるものとする。

（３）情報収集の方法としては、テレビ、ラジオ、インターネット等があるが、特にインターネットでは、各府省が防災に関する情報を発信しているので、管理者等はこれらを活用して情報収集されたい。

14

2 .地震後の緊急点検

1.2　適用範囲

1.2.1　対象ため池

本要領の対象ため池等（以下「対象ため池」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）防災重点農業用ため池

（2）堤高15m以上の農業用の貯水施設うのうち、貯水施設の構造に関する近代的な技術的基準に基づき設置された施設であって、土地改良法に定める管理規定若しくは独立行政法人水資源機構法に定める施設管理規定が定められているもの（一級河川、二級河川又は準用河川において設けられたものを除き、下流に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるものに限る。以下「河川区域外の農業用ダム」という。

〔解説〕

（1）本要領における農業用ため池とは、「農業ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第２条に基づき、農業用水の供給の用に供される貯水施設（河川法（昭和39年法律第167号）第３条第２項に規定する河川管理施設であるものを除く。）であって、同法施行規則令和元年農林水産省令第９号）第２条に定める要件に該当する施設とする。

（2）本要領における防災重点農業ため池とは、決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池ため池であり、アからエまでの要件のいずれかに該当するものとして都道府県が市町村等と調整の上選定したものをいう。

15

2 .地震後の緊急点検

ア　当該農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域（以下「浸水区域」という。）のうち、当該農業用ため池からの水平距離が100m未満の区域に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。以下同じ。）が存在すること。

イ　貯水する容量が1,000㎥以上あり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が500m未満の区域に住宅等が存すること。

ウ　貯水する容量が5,000㎥以上あり、かつ、浸水区域に住宅等が存すること。
同法施行規則（令和元年農林水産省令第９号）第２条に定める要件に該当する施設とする。

エ　アからウまでの要件に該当する農業用ため池に準ずるものであること、当該農業用ため池の管理を行う者を確知することができないことその他の状況からみて、当該農業用ため池が決壊した場合にはその周辺の区域の住宅等の居住者又は利用者に被害を及ぼすおそれが大きいと認められること。

（3）防災重点農業用ため池の他、河川区域外の農業用ダムについては、「地震後の農業用ダム臨時点検要領」（平成９年３月25日付け9-4防災課長通知）の対象ではないことから、本用要領の対象とする。

16

2 .地震後の緊急点検

1.2.2　点検ため池

本要領により緊急点検を実施する対象ため池（以下「点検ため池」という。）は、対象ため池周辺の気象庁が発表する震度等が、次のいずれかに該当するものとする。

（１）震度４の場合は、堤高15m以上の対象ため池

（２）震度５弱以上の場合は、全ての対象ため池

ただし、河川区域外の農業用ダムについては、対象ため池周辺の気象庁が発表する地震情報の気象庁震度階級が震度４以上のもののほか、ダムの基礎地盤又は堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal以上のものも点検ため池とする。

また、防災重点農業用ため池については、原則として（1）、（2）のいずれかに該当するものとしてため池防災支援システムで抽出されたものを点検ため池とする。

〔解説〕

（１）堤高が15m以上の対象ため池については、農業用ダム（地震後の農業用ダム臨時点検要領）と同様に震度４以上を点検ため池とする。

（２）なお、堤高が15m未満の対象ため池については、過去の地震による被災の例からみて震度4での被害がほとんど発生していないことから、震度５弱以上を点検ため池とする。

17

2 .地震後の緊急点検

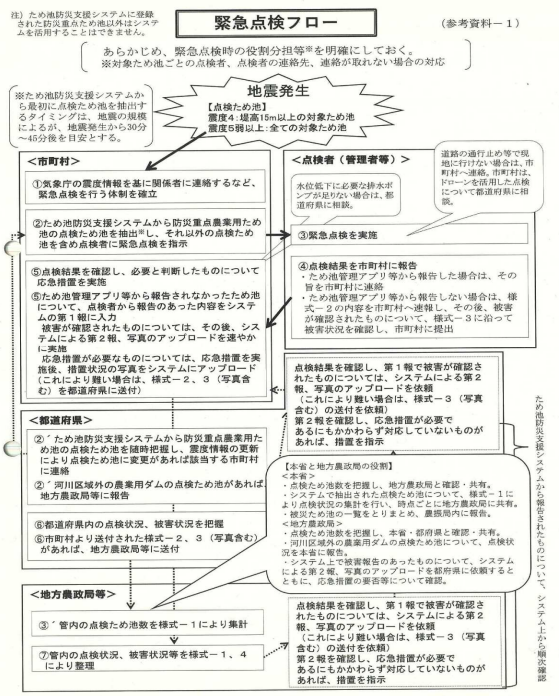

18

2 .地震後の緊急点検

2.2　緊急点検

確立した緊急点検体制に基づき、身の安全を十分に確保しつつ、震度５弱以上を観測した点検ため池を特に優先し、速やかに緊急点検を実施するものとする。

緊急点検は、ため池の堤体、洪水吐き、取水施設、周辺の地山等の状況について、目視による外観点検を主とするものとする。

〔解説〕

（１）緊急点検を行う際に担当者の身の安全確保に最大限注意を払うものとし、特に大きな地震後（揺れの強かった地域）は、引く続き地震（余震等）が発生することが多くあり、緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、身の安全確保ができ次第、実施するものとする。

（２）緊急点検は、震度５弱以上を観測した点検ため池について、特に優先して実施するものとする。

（３）緊急点検は、目視点検を主体として、被害の有無、程度、緊急度に重点を置いて行い、ため池管理アプリ等又は様式-２、３に記録するものとする。特に、点検ため池堤体の亀裂の有無（亀裂を発見した場合には、堤軸に対する横断・縦断方向の確認）、堤体下流法面からの漏水発生の有無（漏水している場合には、濁りの有無）等について注視する。

19

2 .地震後の緊急点検

（４）管理者等において緊急点検を行うことが困難な場合には、都道府県等の支援を受け付けつつ点検を行うものとする。

（５）カメラ等により、遠方から点検ため池の状況を確認した結果を報告することも可能とする。なお、道路の通行止め等により緊急点検ができない場合は、可能な範囲でドローンや地震後に撮影された航空写真等を活用し、被災の有無を確認するものとする。

（６）目視点検において、点検ため池の堤体に亀裂等の異常が発見された場合には、応急措置を行うものとする。

（７）緊急点検の結果、地震により点検ため池に被害が確認されなかった場合においても、比較的強い地震の場合には、一定期間経過後に被害が発生する可能性があることから、必要に応じて、継続的な観測を行うことが望ましい。

20

2 .地震後の緊急点検

2.3　緊急点検結果の報告

管理者等は、緊急点検の結果を次のいずれかの方法により速やかに報告するものとする。

（１）防災重点農業用ため池については、市町村が原則としてため池防災支援システムにより報告

（２）河川区域外の農業用ダムについては、あらかじめ定められた連絡体制に基づき、管理者等がメール、ファックス等により都道府県に報告

都道府県は、防災重点農業用ため池の緊急点検の実施状況や被災状況を適時適切に把握するとともに、河川区域外の農業用ダムの緊急点検の結果を、管理者等から報告があり次第、地方農政局等に速やかに報告するものとする。なお、緊急点検の結果の報告期限については、原則、地震発生後24時間以内とし、震度５弱以上の点検ため池を特に優先して報告するものとする。

〔解説〕

（１）市町村は、防災重点農業用ため池の緊急点検の結果（市町村以外の管理者が実施したものを含み、ため池管理アプリにより記録されたものを除く。）をため池防災支援システムにより速やかに報告すするものとするが、ため池防災支援システムにより難い場合は、様式-２、３により都道府県を通じて地方農政局等にメール、ファックス等により速やかに報告するものとする。

21

2 .地震後の緊急点検

3.1　被害が確認された場合の応急措置等

緊急点検の結果、点検ため池の安全管理上必要があると認められた場合には、管理者等は、緊急放流等の応急措置を行い、点検ため池の安全性を確保するものとする。

〔解説〕

（１）緊急放流

点検ため池の堤体に亀裂、漏水等の被害が発生していることが緊急点検の結果により判明した場合には、管理者等は、緊急放流により速やかに貯水位を下げるものとする。管理者等は、緊急放流等を行う場合には、対象ため池の下流集落や市町村等の関係機関と十分に連絡調整を行うものとする。

（２）応急対策

緊急点検の結果、点検ため池の堤体等に亀裂、漏水、沈下、法面のはらみだし、洪水吐の閉塞等が確認された場合には、管理者等は押え盛土、土のう積み、ブルーシート掛け、洪水吐きの閉塞物除去等の応急対策を実施するものとする。

（３）安全対策

緊急点検の結果、点検ため池に被害が確認され、下流等への被害が予測される場合には、管理者等は、関係集落、消防団等に急報するものとする。

22

2 .地震後の緊急点検

3.2　監視体制の強化

点検ため池に被害が発生した場合には、これ以降の地震活動や降雨等による二次災害を防止するため、管理者等は、地象、気象及び水象の情報収集に努めるなど、監視体制を強化するものとする。

〔解説〕

（１）点検ため池の堤体に亀裂、漏水等の被害が発生した場合に、その後も引き続いて発生する地震や連続した降雨等によって、点検ため池の堤体が決壊し、下流の住宅等への二次被害が発生するおそれがある。

（２）このため、管理者等は、点検ため池に被害が発生した場合には、これまで以上に地象、気象及び水象の情報収集に努め、点検ため池の更なる被害拡大の予兆を把握し、必要に応じて、関係集落、消防団等との連携を図るとともに、応急対策を適切に行うことにより、二次災害の防止に努めるものとする。

（３）情報収集の方法としては、テレビ、ラジオ、インターネット等があるが、特にインターネットでは、各府省が防災に関する情報を発信しているので、管理者等はこれらを活用して情報収集されたい。

23

2 .地震後の緊急点検

4.1　役割分担等

管理者等は、緊急点検等の役割分担をあらかじめ明確にしておくとともに、臨機応変な対応ができるよう連絡体制を整備するものとする。

4.2　対象ため池の点検・整備等

管理者等は、平時から対象ため池の点検・整備を行うとともに、低水位管理のルールをあらかじめ作成することにより、異常の早期発見や堤体の決壊防止に努めるものとする。

4.3　点検のルート及び手順

管理者等は、対象ため池の地震発生後の緊急点検等のルート及び点検項目毎の手順について、あらかじめ定めるものとする。

4.4　訓練

管理者等は、地震発生後の緊急点検に備えて、年１回程度の頻度で、関係者の招集、点検、報告等に係る訓練の実施及び必要な研修への参加に努めるものとする。

24

3.ため池防災支援システムの活用

1．システムの起動

「ため池防災支援システム」はアプリケーションやソフトをインストールすることなく
インターネットに接続できるPCやスマートフォンなどのブラウザで利用できます。
システムURL　http://sipcat.tameike.org/map/monitor/　でログイン画面を表示します。

ため池防災支援システム運用および活用のルールにより、これまで本誌で表記してきた「ユーザー名」を「ID（ユーザー名）」に修正しました。これにより操作方法が変わることはありません。また、システム画面に表示される**「ユーザー名」と「ID」は同じもの**です。

（市町村ユーザーの初期画面）

① ログイン画面で「ID（ユーザー名）」「パスワード」を入力し、ログインする。
② アプリケーションから許可を求められるので「許可する」を選択する。
③ 初期画面が表示される。（市町村ユーザーは担当地域、市町村以外のユーザーは本州を表示します）
④ スマホ、タブレットはQRコードも利用できる。

④

本システムは以下のブラウザで動作確認しています。
・Microsoft Edge
・Google chrome
・Mozilla FireFox
・Microsoft Internet Explorer11
・safari

✓ ブラウザの「お気に入り」等に登録する際は、初期画面のURLではなく上記のURLをご登録ください。
✓ ログインできないときは巻末の「付録．こんなときは？」1～3参照。
✓ システムを使用中に「MicrosoftEdgeはsipcat.tameike.orgのポップアップをブロックしました」など表示された場合は**「常に許可」**を選択してください。（「×」を選択した場合は、「付録．こんなときは？」9参照）

25

3.ため池防災支援システムの活用

13-1．緊急点検報告

豪雨の警報発令時と地震発生後に緊急点検報告を行います。報告は緊急点検の条件に該当しない場合にも活用できます。点検結果は、送信すると地図上および一覧形式で即座に表示され、国、都道府県、市町村、ため池管理アプリ利用者等すべてのユーザー間で情報共有できます。

（Google Chrome）

① ため池アイコンを選択し、ため池の名称を表示する。
② 名称が表示されている状態で「報告」ボタン（ ）を選択する。
③ 連絡画面に「ため池名称」「連絡用の回線を接続しました」と表示される。

✓ 役所のネットワークセキュリティによっては「連絡する」ボタンが使えない場合があります（2020年9月現在）
✓ **ひとつのID（ユーザー名）を同時に複数名でログインして報告しないようご注意ください。**
✓ モバイル機器の場合も搭載ブラウザで接続しますので、アプリをインストールするものではありません。
✓ 大雨特別警報が発令されていない場合でも、点検報告により防災・減災対策にご活用ください。
✓ 「MicrosoftEdgeはsipcat.tameike.orgのポップアップをブロックしました」と表示された場合は**「常に許可」**を選択してください。（「×」を選択した場合は、巻末の「付録．こんなときは」9参照）

36

26

3 .ため池防災支援システムの活用

27

3 .ため池防災支援システムの活用

28

3 .ため池防災支援システムの活用

29

3 .ため池防災支援システムの活用

13-3. 第１報の報告

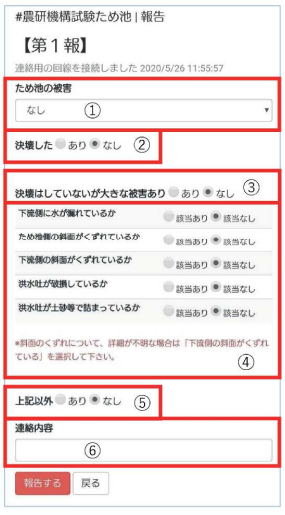

①「ため池の被害」について回答する。
「あり」→②に進む。
「なし」→「報告する」
「点検が行えない」→連絡内容欄に理由を記入→「報告する」

② ①の「ため池の被害」について回答する。
「決壊あり」→「報告する」
「決壊なし」→③に進む。

③ ②の「決壊なし」について回答する。
「決壊はしていないが大きな被害あり」→④に進む。
「決壊はしていないが大きな被害なし」→「報告する」
②で「決壊あり」を選択した場合は入力しないでください。
入力すると②が「決壊なし」に変更されます。
ため池の被害の詳細は第2報で報告します。

④ ③の「決壊していないが大きな被害あり」についての5項目について回答する。
斜面のくずれについて「ため池側」「下流側」が不明な場合は「下流側の斜面」について「該当あり」を選択してください。

⑤ **上記以外の被害**があれば「あり」選択する。

⑥ ①の「点検が行えない」理由や緊急の支援要請、「堤体の亀裂」など項目にない被害について記入する。

「報告する」ボタンを選択後は13-5を確認してください。
ため池の被害の詳細については、第2報で報告します。

✓ 点検報告を演習入力する際は連絡事項に「これは訓練です」と記入すること。また、演習は豪雨時や地震発生後に行わないこと。

38

30

3 .ため池防災支援システムの活用

13-4a. 第２報の報告①

「第１報」でため池の被害「あり」または「点検できない」を選択した場合は、必ず「第２報」を報告する必要があります。また、「第１報」でため池の被害「なし」と報告しても、その後の経過で新たに被害が発見された場合も「第2報」を報告します。

✓ **第1報を訂正したい場合は、画面最下部（次頁）の「第1報からやり直す」を選択してください。**

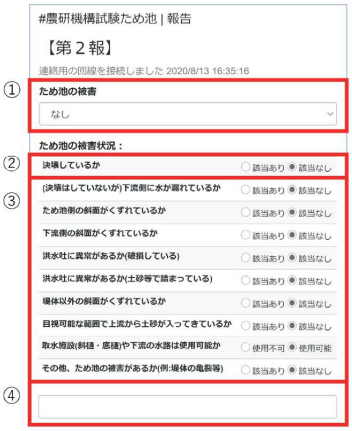

①「ため池の被害」について回答する。
「なし」→「報告する」
「あり」→②に進む。

「ため池の被害状況」について回答する。
②決壊しているか
「該当あり」→⑤に進む。
「該当なし」→③に進む。

③ **②の「決壊なし」について詳細を回答**する。
決壊していない場合についての質問であるため、
すべての質問が「決壊はしていないが」という
前提で回答すること。
・**②で「決壊あり」を選択した場合は入力しないでください。入力すると②が「該当なし」に変更されます。**
・斜面のくずれについて「ため池側」「下流側」が不明な場合は「下流側の斜面」について「該当あり」を選択してください。

④「堤体の亀裂」など、項目にない被害を入力する。

31

3 .ため池防災支援システムの活用

13-4b. 第２報の報告②

⑤「ため池の水位」について回答する。
「洪水吐の底」からの水位を測定し記入する。
水路流入型は洪水吐水路底、越流型は越流部からの水位
「堤体の頂上から」の水位を測定し入力する。
堤体天端の一番低いところ（通常は天端の中央部）から水面までの高さ
入力後⑥に進む。

⑥「人的被害」について回答する。
「なし」→⑦に進む。
「あり」→人数の入力→⑦に進む。

⑦「家屋・公共施設の被害」について回答する。
「なし」→⑧に進む。
「あり」→棟数の入力→⑧に進む。

⑧「応急措置」について回答する。
「不要」→「報告する」
「必要・未実施」→「報告する」
「必要・実施済み」→実施内容を記入→「報告する」

⑨「その他連絡事項」があれば記入し報告する。

「報告する」ボタンを選択後は13-5を確認してください。

✓ 点検報告を演習入力する際は、連絡事項に「これは訓練です」と記入すること。また、豪雨時や地震発生直後などの緊急時に演習を行わないこと。

32

3.ため池防災支援システムの活用

13-6. 写真の送信

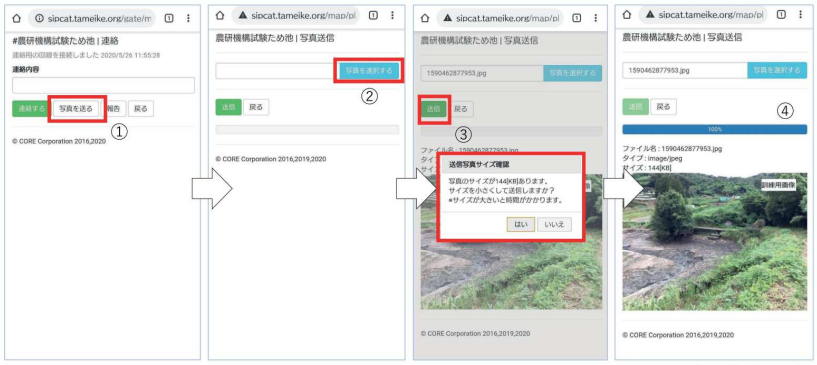

(Google Chrome)

① 連絡画面から「写真を送る」ボタンで、写真送信画面を表示する。
② 「写真を選択する」で送信する写真を選択する。（モバイル端末はここで撮影もできます）
③ 「送信」ボタンでアップロードする。「送信写真サイズ確認」が表示されたら「はい」を選択する。
④ 送信状態を表示し、送信が終了するとため池の連絡画面に戻ります。

- ✓ 説明はスマホの画面ですが、現地でデジカメ撮影した写真をパソコンに保存し、データを送信するときも手順は同じです。
- ✓ 写真の削除については14-4を参照してください。
- ✓ 送信できない場合は、巻末の「付録．こんなときは？」8～9参照。

42

33

4.緊急時への備え

・管理者等は、緊急点検等の役割分担をあらかじめ明確にし、臨機応変な対応ができるよう連絡体制を整備する。

・管理者等は、対象ため池の緊急点検等のルート及び点検項目毎の手順について、あらかじめ定めておく。

・管理者等は、劣化状況評価及び巡回点検等の調査結果より、ため池の現状を日頃から把握しておく。

・管理者等は、大雨が予想される場合は、対象ため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保しておくことに努める。

・管理者等は、土のう・杭・ブルーシート・ロープ等の応急資材をあらかじめ保管場所を定め、準備しておく。

・年１回程度の頻度で、関係者の招集、点検、報告等に係る訓練の実施及び必要な研修への参加に努めること。

34

ご清聴ありがとうございました

35